

Step 6 勧告・建議

委員会は事故調査後に必要があると認められるときは、調査の結果に基づき、事故の防止又は被害の軽減のため講ずべき施策について国土交通大臣に勧告を行います。また、国土交通大臣又は関係行政機関の長に対して同様に建議を行います。

○勧告した例(平成18年10月1日現在の勧告総件数 航空11件)

・航空機の耐空性確保に関する勧告(昭和62年6月19日)

- ①航空事故による損傷の復旧修理等において、修理作業の計画及び作業管理を、状況に応じ特に慎重に行うよう、指導の徹底
- ②航空事故による損傷の復旧修理等において、必要に応じ、その部位について特別の点検項目を設け継続監視するよう、指導の徹底
- ③再発防止を図るため、大型機の後部圧力隔壁等の与圧構造部位の損壊後における周辺構造・機能システム等のフェール・セーフ性に関する規定を、耐空性基準に追加することについて検討

○建議した例(平成18年10月1日現在の建議総件数 航空17件、鉄道3件)

・西日本旅客鉄道(株)福知山線における列車脱線事故に係る建議(平成17年9月26日)

- ①ATS等の機能向上
- ②事故発生時における列車防護の確実な実行
- ③列車走行状況等を記録する装置の設置と活用
- ④速度計等の精度確保

事故調査官の研修

事故調査は多岐にわたる航空・鉄道の知識と事故調査の経験が必要です。航空事故調査官には航空機の操縦、機体構造、管制、通信あるいは電子工学、鉄道事故調査官は車両、運転、電気及び土木などといった幅広い分野の知識と経験を有した専門の技量を持つ者が任命されています。このように事故調査官は、技術の進歩に応じた専門的な能力を常に身に付け、調査を行うため、初任時の研修から始まり、定期的に専門の分野の研修などを行っています。

